

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年8月まで

国民年金手帳では、昭和46年4月から48年8月までの期間は、納付している記録になっているが、被保険者台帳において還付されているとの記載があり、納得がいきません。還付のことは聞いたことがないので、調査をお願いします。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録及び国民年金被保険者特殊台帳により、国民年金保険料を還付した記録が確認できる。

しかしながら、オンライン記録では、申立期間が厚生年金保険等の被用者年金保険の被保険者であった記録は確認できないこと、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は、昭和45年\*月\*日に強制加入被保険者として資格を取得した後、49年6月24日に任意加入被保険者となるまでは強制加入被保険者と記載されていることが確認でき、申立期間は本来強制加入被保険者となる期間であったものと考えられ、国民年金保険料を還付する理由が見当たらないことから、当該期間については、保険料の納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

昭和46年1月から59年2月まで農業者年金に加入し、国民年金の付加保険料も納付していた。ずっと納付していたはずなのに、申立期間の付加保険料の納付が確認できないのは考えられないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間である上、申立人は、国民年金に加入した昭和36年4月以降の国民年金保険料を完納し、国民年金の付加年金に加入した46年1月以降は、申立期間を除き、付加保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、A市町村では、「国民年金の付加保険料の納付書は、定額保険料と別々ではなく、合計金額を記載し、両方を一緒に納付する様式であった。」と回答している上、同市町村が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人の申立期間に係る国民年金保険料は、昭和50年6月に1年間の保険料を納付していることが確認できることから、当該期間の付加保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日は、昭和20年8月16日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、20円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年3月27日から同年4月8日まで  
② 昭和19年11月1日から20年8月16日まで

私は、高等小学校を卒業後の昭和19年3月27日に、卒業生7、8人で、A株式会社に入社し、C市町村の同社B事業所において業務に従事した。

その後、昭和19年12月又は20年1月ごろに、D都道府県の同社E事業所に異動し、F区にあった寮に住みながら、同様に業務に従事していたが、終戦と同時に退社し、G市町村へ帰郷した。

厚生年金保険の加入記録が、昭和19年4月8日から同年11月1日までしかないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、「昭和20年8月15日の終戦時にA株式会社を退社した。」と述べているが、オンライン記録では、19年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、申立人のA株式会社に係る厚生年金保険被保険者記録については、厚生年金保険被保険者台帳により、同社B事業所において昭和19年4月8日に資格を取得していることは確認できるものの、資格喪失日は空欄となっていることが確認でき、同台帳には、「照会調査せ

るも喪失年月日が不明」と記載されていることが確認できる。また、日本年金機構H事務センターでは、「戦災により、保管していた被保険者名簿等の一部が焼失したことが確認でき、A株式会社B事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿については、当初作成されたものは存在せず、復元又は書換え後の名簿が現存するのみであり、当該名簿において、申立人に係る加入記録は確認できない。」と回答していることから、同社同事業所に係る被保険者名簿についても、戦災により焼失し、戦後に復元されたものであると考えられ、上記の被保険者名簿には、申立人のほかオンライン記録が確認できる同僚の記録も無く、適正に管理された被保険者名簿とは言い難い。

また、オンライン記録では、申立人は昭和19年11月1日にA株式会社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、社会保険事務所（当時）では、資格喪失年月日を同年11月1日とした経緯については不明としているが、申立人は、「平成6年に社会保険事務所で年金請求の相談をした際、昭和19年11月に行ったI都道府県の実家に帰郷したと話した記憶がある。」と述べていることから、社会保険事務所では、同年11月1日を資格喪失日と記録したことが考えられる。

しかしながら、申立人は、「昭和19年11月に、いったんI都道府県の実家に帰郷したが、3日間ほどで会社に戻り、同年12月又は20年1月にA株式会社B事業所から同社E事業所に異動した。」と述べているところ、同僚の証言から、申立人が同社E事業所に異動したことが推認でき、上記の同僚については、同社における厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

また、申立人は、A株式会社E事業所の社員寮について具体的に記憶している上、「昭和20年8月15日にA株式会社を退社し、G市町村へ帰郷した際、大空襲があったことを同級生から聞いた記憶がある。」と述べているところ、同市町村において、同年8月14日及び15日に大空襲があったことが確認できることから、申立人は、申立期間②において、同社に継続して勤務していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間②において継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたと推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年8月16日とすることが妥当であると判断する。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年

金保険被保険者台帳の記録から、20円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、「A株式会社には、昭和19年3月27日から勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立人と同じ高等小学校を卒業し、同時期に入社したとする同僚7人についても、同社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和19年4月8日であることが確認できる上、これらの同僚から、同年3月27日からの勤務実態等について証言を得ることができない。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人に係る資格取得年月日は、昭和19年4月8日であり、厚生年金保険被保険者台帳に記載された厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間①について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 秋田国民年金 事案 702

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年8月から51年3月まで  
私は、結婚のためにA市町村の会社を退職し、B市町村に転居した。  
昭和48年9月初旬ごろに、夫が、B市町村C支所で婚姻届及び私の住民票等の異動手続を行い、その際に、国民年金の加入手続もしたはずである。

また、申立期間の保険料は、当時、家に来ていた女性の集金人に、義母の分と一緒に納付していた。

申立期間について、保険料を納付していたものと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和48年9月初旬に、夫が私の国民年金の加入手続を行った。」と主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和50年11月8日であり、51年4月1日に任意被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人が所持する年金手帳及びB市町村が保管する国民年金被保険者カードにも、51年4月1日に任意被保険者資格を取得した旨の記載が確認できることから、申立人は、申立期間において国民年金に加入していないため、制度上、保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の夫は、「婚姻届を提出した際に、担当者から国民年金の任意加入制度について説明を受けたので、妻の将来のことを考えて

加入することにした。また、金額は記憶していないが、そのときに一月分の保険料を納付した記憶がある。」と述べているところ、B市町村の回答及び当時の関係者等の証言から、申立期間当時、B市町村C支所では、転入者に対して国民年金への加入勧奨は行っていなかったこと、また、国民年金の加入手続時にすぐに納付書を発行することは行っていなかったことが確認できる。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年11月から49年3月まで

両親に勧められて国民年金の加入手続きを行い、納付書が届けば、未納とならないように自分や両親が国民年金保険料を納付してきた。社会保険事務所(当時)から未納期間を教示されれば、必ず納付していたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和48年10月ごろ、国民年金の加入手続きを行った。」と主張するところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和49年8月8日以降(国民年金手帳の交付を受けたのは、昭和49年10月14日)、資格取得は20歳到達時の44年\*月\*日に遡<sup>そきゅう</sup>及して行われていることが確認できる。

また、現在のオンライン記録では、昭和45年9月14日から48年11月1日までの期間は厚生年金保険加入期間、43年12月8日から45年7月31日までの期間は共済組合加入期間とされているが、これらの記録が申立人の基礎年金番号に追加訂正処理されたのは、平成15年以降であり、国民年金の加入手続き時点では、これらの期間を含めて国民年金の加入期間とされている上、申立期間を含む昭和47年7月から49年3月までの期間の国民年金保険料は、過年度納付が可能であったと考えられるが、申立人は、「国民年金保険料の納付書が送付されれば、必ず納付したはずである。」と主張するものの、保険料を納付した時期や金額等に関する記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であり、保険料の納付状況が不明である。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、社会保険事務所の現金納付者名

簿に、申立期間の国民年金保険料を納付した記録は無いなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年9月及び同年10月

私は、A都道府県の会社を退職し、平成9年9月ごろにB市町村に戻り、国民年金の加入手続をして申立期間の保険料を納付したので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B市町村に戻った平成9年9月ごろに、国民年金の加入手続を行い保険料も納付した。」と主張しているところ、オンライン記録及びB市町村が保管する国民年金の記録によると、申立人は、B市町村において平成3年4月から7年3月まで国民年金に加入し、保険料を納付している記録は確認できるが、7年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより国民年金の被保険者資格を喪失した後、国民年金に再加入した記録は無く、申立期間は国民年金に未加入の期間となっていることから、制度上、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付について、「自分で加入手続及び保険料の納付を行った。」と主張しているが、加入手続の時期や場所、納付方法等についての具体的な記憶は無い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年から 46 年までのうち、年は不明であるが 2 年間の 5 月ごろから 11 月ごろまで  
② 昭和 48 年 5 月 12 日から同年 9 月 30 日まで  
③ 昭和 48 年 10 月 5 日から同年 12 月 1 日まで  
④ 昭和 49 年 6 月 1 日から同年 11 月 30 日まで  
⑤ 昭和 50 年 6 月 15 日から同年 12 月 16 日まで  
⑥ 昭和 51 年 5 月 9 日から同年 11 月 17 日まで  
⑦ 昭和 52 年 5 月 12 日から同年 12 月 15 日まで  
⑧ 昭和 55 年 9 月 6 日から同年 11 月 30 日まで

私が、昭和 43 年ごろから 55 年にかけて働きに行った A 事業所、B 有限会社、C 株式会社、D 事業所及び E 株式会社の 5 社について、厚生年金保険の加入記録は無いとのことだが、当時、一緒に働いた同僚には厚生年金保険の加入記録があると聞いた。自分も厚生年金保険に加入していたのではないかと思う。短期間しか働いていなくても、厚生年金保険に加入していた会社もあるので、申立期間①から⑧までについて調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「同僚と一緒に A 事業所に勤務した。」と主張しているところ、申立期間①において申立人の雇用保険の記録は無く、申立人が一緒に勤務したと記憶する者は、「A 事業所に勤務したことはない。申立期間①当時は別の事業所で勤務していたが、この時は申立人とは一緒ではなかった。」と証言し、その者は、申立期間①において別の事業所の雇用保険の記録があることが確認で

き、申立人は、ほかに同僚を記憶していないため、勤務実態等について確認することができない。

また、申立人は、「A事業所は、F市町村内の会社だった。」と述べているところ、オンライン記録及び事業所記号払出簿を確認したが、申立期間①当時、F市町村において、「A事業所」という事業所名の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

2 申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人がB有限会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、「正社員ではなく、季節労働者だった。」と述べているところ、B有限会社では、「正社員は厚生年金保険に加入していたが、季節労働者や臨時に雇用した者は、厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している。

また、申立期間②の翌年の昭和49年に入社し、社会保険関係の事務を行っていた元社員は、「家族経営の会社だったので、最初は経営者の家族とほかに二人ぐらしか厚生年金保険に加入していなかった。季節労働者は、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

さらに、B有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間②に申立人の氏名は無く、加入期間等からみて季節労働者であることがうかがえる者の加入もみられない。

3 申立期間③、⑥、⑦及び⑧について、雇用保険の記録及び元社員の証言から、申立人がC株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、「正社員ではなく、季節労働者だった。」と述べているところ、C株式会社では、「正社員は厚生年金保険に加入していたが、季節労働者は厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。」と回答している上、申立期間③、⑥、⑦及び⑧当時、現場で季節労働者の管理を行っていた元社員は、「申立人が季節労働者として働いていたことを記憶している。季節労働者は日雇いだった。給与から、日雇健康保険料、失業保険料及び所得税が控除されていたが、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

また、申立人は、「同じ季節労働者であった同僚には、C株式会社での厚生年金保険の加入記録があると聞いた。」と述べているところ、この同僚にC株式会社における厚生年金保険の加入記録が確認できるのは、昭和53年5月1日から同年8月1日までの3か月であり、申立人と同時期に働いた3回の期間を含む、53年以外の年は、厚生年金保険に加入していないことが確認でき、上記の同僚は、「同社では、厚生年金保険に加入していなかった。53年に3か月だけ加入していることは知っているが、どうして加入したのか理由は分からない。」と証言している。なお、同社では、53年のみ、5月又は6月に厚生年金保

険の資格取得をし、同年8月1日に資格喪失している者が118人確認できる。

さらに、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間③、⑥、⑦及び⑧において、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い上、加入期間等からみて季節労働者であることがうかがえる者の加入記録もみられない。

- 4 申立期間④について、雇用保険の記録から、申立人がD事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所記号払出簿を確認したが、D事業所が、厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、当該事業所に係る商業登記の記録も無い。

また、申立人の申立期間④当時の記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>であり、同僚を記憶していないため、勤務実態等を聴取することができない。

- 5 申立期間⑤について、雇用保険の記録から、申立人がE株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、「正社員ではなく、季節労働者だった。」と証言しているところ、E株式会社は既に解散しており、同社に照会することはできないが、申立期間⑤当時、同社に勤務していた元事務員は、「正社員は厚生年金保険に加入していたが、季節労働者に係る厚生年金保険の加入手続を行った記憶は無い。」と証言し、昭和51年に入社した元事務員二人も、「季節労働者の厚生年金保険の加入手続を行った記憶は無い。」、「正社員は厚生年金保険に加入していたが、季節労働者は正社員と別の扱いであり、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言している。

また、E株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間⑤において申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い上、被保険者期間等からみて季節労働者であることがうかがえる者の加入記録もみられない。

- 6 このほか、申立期間①から⑧までについて、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 19 日から 37 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 37 年 7 月 16 日から 38 年 2 月 1 日まで  
③ 昭和 38 年 7 月 1 日から 40 年 1 月 19 日まで  
④ 昭和 40 年 2 月 1 日から同年 9 月 21 日まで  
⑤ 昭和 40 年 11 月 3 日から 42 年 5 月 25 日まで

私は、昭和 42 年\*月\*日に、実家のある A 市町村の病院で長男を出産しましたが、初産のため出産前後 2 か月ぐらいは実家に滞在し、同年 11 月ごろに B 都道府県へ戻ったと記憶しています。

脱退手当金の請求手続をした記憶も受給した記憶も無く、昭和 42 年 10 月 20 日に脱退手当金が支給されている記録に納得がいかないのので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間⑤に勤務した C 事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 42 年 10 月 20 日に支給決定されているほか、同事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
③ 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 1 月 1 日まで  
④ 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 1 月 1 日まで  
⑤ 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 1 月 1 日まで  
⑥ 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 1 月 1 日まで  
⑦ 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで

私は、A事業所にB作業員（職種はC職）として勤務した。

勤務した期間は、昭和 33 年から 39 年までの毎年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間であったが、33 年及び 34 年は、一部期間の加入記録はあるものの申立期間①及び②の加入記録が無く、申立期間③から⑦までについては、すべての期間の加入記録が無いので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 33 年 4 月 1 日から勤務したが、厚生年金保険の加入記録では、資格取得日が同年 9 月 1 日となっている。」と主張しているところ、申立人が同期採用であったと記憶する同僚二人の証言及び当該同僚二人の人事記録から、申立人は、同年 5 月 1 日に採用されたものと推認できる。

しかしながら、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所において、昭和 33 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日までに資格を取得した者はおらず、同年 9 月 1 日に、申立人及び上記の同僚二人を含む 300 人が資格を取得していることが確認できる。

また、上記の同僚二人は、申立期間①について、自身の給与から厚生



年金保険料が控除されていたとの記憶は無く、控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和 34 年 4 月 1 日から勤務したが、厚生年金保険の加入記録では、資格取得日が同年 6 月 1 日となっている。」と主張しているところ、申立人が記憶する同僚二人の証言及び当該同僚の人事記録から、申立人は、同年 4 月 21 日に雇用されたものと推認できる。

しかしながら、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 34 年 4 月 21 日から同年 6 月 1 日までに資格を取得した者はおらず、同年 6 月 1 日に、申立人及び上記の同僚二人を含む 451 人が資格を取得していることが確認できる。

また、上記の同僚二人は、申立期間②について、自身の給与から厚生年金保険料が控除されていたとの記憶は無く、控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 申立期間③から⑦までについて、申立人は、「昭和 35 年から 39 年まで、毎年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。」と主張しているところ、申立人が記憶する同僚 4 人の証言から、申立人は、申立期間③から⑦までにおいて A 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人及び当時の複数の同僚は、申立期間当時、毎年、300 人以上の B 作業員が勤務していたと述べているところ、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 35 年度の厚生年金保険被保険者の資格取得者数は 4 人、36 年度は 15 人、37 年度は 11 人、38 年度及び 39 年度はいないことが確認できる。

また、昭和 35 年度から 37 年度までに厚生年金保険の資格を取得した延べ 30 人（実人数では、28 人）について調査したところ、男性 16 人は事務職、C 職又は D 職の臨時月雇年間雇用者であり、女性 12 人は E 職又は F 職であることが確認でき、季節雇用の B 作業員については資格取得者がいないことが確認できる。

さらに、昭和 34 年度から A 事業所に勤務した同僚は、「昭和 30 年代後半には B 作業員は厚生年金保険に加入しなかったと思う。当時は一年間の年間雇用があると厚生年金保険に加入し、翌年度から常用作業員（G 共済組合に加入）にするという労使協定があった。また、当時、年間雇用となった月雇作業員については厚生年金保険に加入させるとの慣行があったので、私の厚生年金保険の加入記録も常用作業員となる前年度の臨時月雇年間雇用の期間（36 年 4 月から 37 年 3 月まで）だけであり、この当時、男性は年間雇用の者だけが厚生年金保険に加入していたと思う。」と証言している。

4 このほか、申立期間①から⑦までについて、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月から 42 年 7 月まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」の標準報酬月額月別状況表によると、私の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、昭和 40 年 10 月から同年 12 月までは 4 万 2,000 円、41 年 1 月から同年 7 月までは 3 万 6,000 円、同年 8 月から 42 年 7 月までは 4 万 2,000 円とされているが、当時は給料が下がることはなかったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、給料が下がることはなかったので、厚生年金保険の標準報酬月額も下がることはなかった。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aに係る標準報酬月額は、昭和 40 年 10 月の定時決定において 4 万 5,000 円から 4 万 2,000 円に改定され、41 年 1 月の随時改定において 3 万 6,000 円、同年 8 月の随時改定において 4 万 2,000 円、42 年 8 月の随時改定において 4 万 8,000 円に改定されているところ、株式会社Aが保管する申立人に係る「標準報酬届控」から、報酬月額及び標準報酬月額が確認でき、当該標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

また、株式会社Aでは、「標準報酬届控以外に給料の内訳を確認できる資料は無いが、申立期間の標準報酬月額が下がった原因として、B支店からC市町村内への異動に伴い、基本給以外の地域手当、通勤手当、残業手当等が減額したことが考えられる。」と回答している。

このほか、申立期間の厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月から同年 10 月まで  
② 昭和 34 年 5 月から同年 8 月まで  
③ 昭和 57 年 1 月 20 日から同年 8 月 20 日まで

私は、申立期間①及び②について、A事業所に季節従業員として勤務し、申立期間③について、B市町村の有限会社Cを通じて、D業務に従事した。

申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、E事業所（当時、A事業所を運営していたF事業所が改称）が保管する従事員履歴カード及び同僚の証言から、申立人は、申立期間①及び②において、A事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、E事業所では、「当時の資料が無く、季節従業員の厚生年金保険の加入実態は不明である。」としているところ、申立期間①及び②当時、A事業所に季節従業員として勤務していた同僚は、「季節従業員は、厚生年金及び健康保険に加入していなかったため、国民健康保険に加入していた。」と証言し、当時の事務担当者は、「私は昭和34年に入社したが、季節従業員は厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していなかった。」と証言している。

また、E事業所が保管するA事業所の昭和34年の季節作業員の採用資料から、申立人を含め、採用された季節作業員15人の氏名が確認できるところ、当該15人全員について、A事業所における厚生年金保険

の加入記録は確認できない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間①及び②において申立人の加入記録は無く、健康保険番号に欠番も無い。

- 2 申立期間③について、申立人の妹は、期間は特定できないものの、申立人は、有限会社Cを通じてD業務に従事していたと証言しているところ、同事業所では、「同事業所を通じてD業務に従事した者を記載した名簿に、申立人の氏名は無い。」と回答しており、申立人自身も、当時の同僚等を記憶していないことから、申立期間③当時の勤務実態等について確認できない。

また、申立人は、「申立期間③当時は、有限会社Cから10日ごとに給与が支給され、厚生年金保険料が控除されていた。」と主張しているところ、申立期間③当時から同事業所に勤務していた事務担当者は、「同事業所を通じて業務に従事した者は、同事業所に手数料を納付することとされていたが、同事業所と使用関係が無いので、同事業所が給与を支給することはなかった。」と証言している。

さらに、社会保険事務所（当時）の記録では、有限会社Cは、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

- 3 このほか、申立期間①から③までについて、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 39 年 9 月ごろまで

私は、前の会社に勤務していたころの知人に紹介され、申立期間において、A 区の「B 事業所」又は「C 事業所」のいずれかに勤務し、D 業務に従事していた。会社には、私を含めて 3 人の女性の従業員が勤務し、ほかに男性の従業員を含め 10 人ぐらいが勤務していた。

申立期間において、「B 事業所」又は「C 事業所」のいずれかの厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、B 事業所又は C 事業所のいずれかに勤務していた。」と主張しているところ、B 事業所の当時の事務担当者は、「B 事業所のグループ会社であった E 事業所が D 業務を行っており、申立人は、当時、E 事業所に勤務していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間において E 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、E 事業所（又は C 事業所）が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、B 事業所の事務担当者が記憶している E 事業所の代表者は、申立期間当時、別の事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、E 事業所の所在地を管轄する法務局に確認したところ、同事業所（又は C 事業所）の商業登記は無く、上記の B 事業所の事務担当者の証言からも、E 事業所は、従業員が 5 人未満の個人経営であったことがうかがえることから、厚生年金保険の強制適用事業所ではなかったものと推認される。

一方、申立期間において、B 事業所における厚生年金保険の加入記録が

確認できる者の中から8人に照会したところ、そのうちの一人は、「勤務していた女性従業員は、自分ともう一人のみで、申立人は勤務していなかった。」と証言している。

また、B事業所に係る事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。